

# 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称） 基本設計業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本設計業務委託」の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本設計業務委託

### (2) 業務内容

「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本構想」（以下「基本構想」という。）の内容を踏まえ、令和12年度に開校を目指すBブロック（忍中学校区、行田中学校区、埼玉中学校区、太田中学校区）内における義務教育学校を建設するための基本設計業務  
※詳細は、「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本設計業務委託特記仕様書」のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 業務担当課

行田市教育委員会教育総務課

【住所】〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号

【電話】048-556-8311（内線5319）

【FAX】048-556-0770

【電子メール】kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp

## 3 委託料（上限額）

146,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、これを上回る価格の提案は、受け付けない。

## 4 実施方法

公募型プロポーザル方式

## 5 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる事項を全て満たす単体事業者とする。

なお、参加者が契約締結までの間に、以下の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿及び埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の最新版のいずれかにおいて、登録されている者であること。

※当該名簿に未掲載の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への掲載に代えることができる。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（未納がないことの証明）

- エ 行田市内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人にあっては、法人市民税の納税証明書（未納がないことの証明）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
  - (3) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
  - (4) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (5) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
  - (6) 平成28年以降に他自治体において、校舎及び屋内運動場を合わせて延床面積8,000㎡以上の同種・類似業務の実績を有していること。

ア 同種業務

義務教育学校または小中一貫教育を实践する併設型小学校・中学校（全て国立・公立・私立を問わない）に供される建物で、延床面積8,000㎡以上の新築・増築・改築に係る基本設計業務または実施設計業務を元請として完成させた業務をいう。

イ 類似業務

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（全て国立・公立・私立を問わない）に供される建物で、延床面積8,000㎡以上の新築・増築・改築に係る基本設計業務または実施設計業務を元請として完成させた業務をいう。

※ 増築または改築に係る設計業務については、当該増築部分または改築部分の延床面積が8,000㎡以上であることを要する。

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行い、5年以上継続していること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 6 配置予定技術者の要件

- (1) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、一級建築士であること。また、参加表明者の組織に所属していること。
- (2) 建築（構造）主任技術者は、構造設計一級建築士または一級建築士であること。
- (3) 電気及び機械の主任技術者は、設備設計一級建築士または一級建築士または建築整備士であること。
- (4) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
  - ア 管理技術者 本業務全般の業務管理及び統括を行う者とする。
  - イ 主任技術者 管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。
- (5) 分担業務分野の分類は、令和6年度国土交通省告示第八号において示される下表の範囲とする。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	令和6年国土交通省告示第8号における別添一、1、一、ロ、（1）戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の（1）総合に係るもの
建築（構造）	同上（2）構造に係るもの
電気	同上（3）設備の（i）電気設備に係るもの
機械	同上（3）設備の（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設備、（iv）昇降機等に係るもの

- (6) 本プロポーザル参加に当たって提出する、「配置技術者の業務実績調書」(様式-4)に記載した管理技術者及び主任技術者は、発注者と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

## 7 プロポーザルの審査及び選定方法

本プロポーザルは二段階審査方式で行う。

### (1) 一次審査

「一次審査評価項目及び配点」(別表-1)に基づき書類審査を実施し、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定する。また、応募数が5者程度を下回る場合でも、一次審査を実施する。なお、一次審査の評価結果は、二次審査に引き継ぐこととする。

### (2) 二次審査

プロポーザル審査委員会において、二次審査の参加資格を有すると認められた者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、「二次審査評価項目及び配点」(別表-2)により評価する。一次審査、二次審査の評価結果を合計した総合評価点をもとに、優先交渉権者及び次点者をそれぞれ1者選定する。

最高点を得た者が2者以上いる場合は、二次審査の評価点が高い者を優先交渉権者とする。その上で同点の場合は、受託予定金額の低い方を優先交渉権者とする。

優先交渉権者が契約を辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点者を優先交渉権者に選定する。

なお、総合評価点が300点満点の内180点以上を満たしていることが条件となる。

### (3) 総合評価点の考え方

各審査員の評価点の平均(各審査員の評価点の合計を審査員数で除した点数)を総合評価点とする。

## 8 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の公示	令和8年5月7日(木)から
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和8年5月14日(木) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年5月21日(木)
一次審査書類(参加表明書、事業者業務実績調書、配置技術者の業務実績調書)の提出期限	令和8年5月28日(木) 午後5時まで
一次審査結果通知(書面通知)	令和8年6月3日(水)
二次審査書類(技術提案書等)の提出期限	令和8年6月30日(火) 午後5時まで
二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和8年7月6日(月)
プロポーザル審査結果通知書の発出及び審査結果の公表	令和8年7月上旬(予定)
契約締結	優先交渉権者との事務手続きを経て速やかに締結

## 9 実施要領・仕様書等の公表及び取得

- (1) 公表日 令和8年5月7日(木)  
 (2) 公表場所 行田市ホームページ

- (3) 取得方法 市ホームページよりダウンロードすること。  
※紙での提供は行わない。

## 10 質問書の提出及び回答

- (1) 受付期間 令和8年5月14日（木）午後5時までの必着とする。
- (2) 提出方法 業務担当課（2 業務概要（4）参照）に質問書（様式-1）を電子メールで提出すること。  
なお、電話や窓口での個別の質問や評価方法等に関する質問は受け付けない。  
※メールの件名は「【会社名】行田市義務教育学校基本設計業務に係る質問」とし、質問書提出時は、提出した旨を業務担当課まで電話で報告すること。なお、電話連絡の時間は祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時～正午、午後1時～5時とする。
- (3) 提出様式 質問書（様式-1）
- (4) 回 答 令和8年5月21日（木）までに市ホームページへ掲載し、参加者全員に対して個別に回答はしない。ただし、回答に当たり、次の事項は公表しない。  
・質問した事業者名  
・個人情報を含んだ事項

## 11 一次審査書類（参加表明書、事業者業務実績調書、配置技術者の業務実績調書）の提出及び結果通知

参加を希望する事業者は、本要領及び仕様書等記載の業務内容を熟読の上、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月28日（木）まで（祝日・休日を除く）の午後5時まで  
※持参の場合は、正午から午後1時までの間を除く  
※郵送の場合は必着
- (2) 提出書類

提出書類は以下の書類とし、指定の様式に基づき作成すること。様式は市ホームページからダウンロードすること。

	提出書類	様式	部数
①	参加表明書※	様式-2	1
②	事業者業務実績調書※	様式-3	3
③	配置技術者の業務実績調書※	様式-4	3

※それぞれ資格または実績を証明する資料を各部数に応じて添付すること。なお、添付資料の例は以下のとおりとする

### 【添付書類】

①関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行田市競争入札参加資格審査結果通知書等の写し</li> <li>・ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※</li> <li>・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※</li> <li>・ 法人税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書※2</li> <li>・ 法人市民税の納税証明書※</li> <li>・ 一級建築士事務所としての登録を証明する書類の写し</li> <li>※ 実施要領の「5 参加資格（1）」に示す名簿への登載が無い場合</li> </ul>
②関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行実績の確認書類（例：契約書の写し及び業務完了証など）</li> </ul>
③関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格証等の写し</li> </ul>

### (3) 提出方法

ア 業務担当課（2 業務概要（4）参照）に持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、封筒などの表面に「行田市義務教育学校基本設計プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

イ 提出書類の受領確認を行い次第、参加表明書受領書を電子メールで送付する。

なお、持参の場合はその場で交付する。

ウ 郵送の場合の送料は、応募者負担とする。受取人払いについては受付けない。

エ 発注者は、郵送時における破損、遅延などの責任を負わない。

オ 使用する言語及び単位は、日本語、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

### (4) 審査結果通知、技術提案書等の提出及び二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）への出席依頼

提出された書類により、参加資格、実績等を審査し、その結果を令和8年6月3日（水）までに電子メールにて通知する。

二次審査の参加資格を有すると認められた者は、二次審査書類（技術提案書等）の提出及び二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）への出席を依頼する。

### (5) 辞 退 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（様式-5）を提出するものとする。

### (6) 禁止事項 参加表明書を提出した者は、業者選定が終了するまでの間、業務担当課職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公示後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。なお、接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

## 1.2 二次審査書類（技術提案書等）の提出

(1) 提出期限 令和8年6月30日（火）まで（祝日・休日を除く）の午後5時まで

※持参の場合は、正午から午後1時までの間を除く

※郵送の場合は必着

### (2) 提出書類

提出書類は以下の書類とし、指定の様式に基づき作成すること。様式は市ホームページからダウンロードすること。

	提出書類	様式	部数
①	二次審査書類届出書	様式-6	1
②	業務実施方針	任意様式	1 5
③	技術提案書	任意様式	1 5
④	見積書	様式-7	1
⑤	見積内訳書	任意様式	1

### (3) 提出方法

ア 業務担当課（2 業務概要（4）参照）に持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は、封筒などの表面に「行田市義務教育学校基本設計プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。

イ 提出書類の受領確認を行い次第、二次審査書類受領書を電子メールで送付する。

なお、持参の場合はその場で交付する。

ウ 郵送の場合の送料は、応募者負担とする。受取人払いについては受付けない。

エ 発注者は、郵送時における破損、遅延などの責任を負わない。

オ 使用する言語及び単位は、日本語、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 業務実施方針及び技術提案書作成に係る留意事項

ア 業務実施方針及び技術提案書は、「基本構想」の内容を踏まえた上で、以下のテーマについてそれぞれ作成すること。

【業務実施方針】

テーマ	内容
①取組方針	・ 本業務の目的達成のために、重要と考える事項について整理し、事業者としての姿勢や意欲について記述すること。
②実施体制	・ 本業務を遂行する上での実施体制、配置を整理するとともに、業務に従事するメンバーの強みについて記述すること。
③業務工程	・ 本業務委託の全体スケジュールと仕様書P3～P6に記載の「設計業務の内容及び範囲」に示す各項目の実施期間及び必要工数を表形式で記述すること。作成に当たっては、実効性のある最適なスケジュールを記述すること。

【技術提案書】

テーマ	内容
①新しい学校を整備する上での考え	・ 義務教育学校としての特徴や新しい時代に求められる学校像について整理し、景観への配慮も含めて魅力的な学校とするための提案を行うこと。
②敷地活用の考え	・ 周辺施設との連携、周辺道路や敷地の状況をはじめ、登下校時における子どもたちの安全確保などを踏まえた、敷地内における動線計画及び近隣住民への配慮事項などについて提案すること。
③学校施設における諸室等の構成に係る考え	・ 義務教育9年間における学年の区切りの他、効果的な小中一貫教育の実践、さらには昨今変容を遂げる学びのスタイルを意識した各諸室の配置についての考え方について提案すること。その際は、学びの空間だけでなく、子どもたちの生活空間や地域交流の場、職員にとっての職場であることも踏まえつつ、児童生徒数の減少も想定して提案すること。
④スケジュール及びコスト縮減に向けた考え	・ 令和12年度の開校に向けて、設計・施工期間の短縮などを含めた提案とともに、物価高騰が続く中で、適正なコストでマネジメントを行う提案を行うこと。

イ 業務実施方針及び技術提案書は、A3サイズの用紙にまとめて6枚以内で作成すること（片面横使い、カラー可）。

ウ 文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とする（図、イラスト及び写真等の説明に係る文字の大きさはこの限りではないが、見やすい大きさとすること）。

エ 文章を補完するための写真、イラスト及びイメージ図は使用できるが、設計の内容が著しく具体的に表現されたものにならないよう注意すること。視覚的表現は、国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）の49ページ～53ページを参照して資料を作成すること（具体的な建物の設計またはこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現がされていると認められる場合は、減点対象となる場合がある）。

- オ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法に定める単位とする（ただし、専門用語などは日本語以外の言語の使用を可とするが、その場合は同一ページ内に注釈を付けること）。
- カ 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- キ 公平かつ公正な審査を行うため、事業者名、社名、ロゴマーク、実績等、事業者を特定できる標記はしないこと。
- ク 見積書は、契約期間（契約締結日から令和9年3月31日まで）の総額（消費税及び地方消費税を含む金額）を記載すること。なお、本要領「3 委託料（上限額）」を超過しない金額で作成すること。
- ケ 見積内訳書は、項目別に実施担当者の配置人数及び作業日数等の見積の内訳が分かるよう記載すること。なお、内訳とは整合のない形で、合計金額の増減を行う「改め額」等の算出はしないこと。

### 1.3 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

二次審査の参加資格を有すると認められた者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

- (1) 開催期日 令和8年7月6日（月）
- (2) 開催時間 参加者に個別に通知する。
- (3) 開催場所 参加者に個別に通知する。
- (4) 説明者 当該業務に従事予定の管理技術者を含む4名までとする。作業内容等により担当を複数置く場合は、複数での説明を認める。
- (5) 説明時間 プレゼンテーションは30分以内、質疑応答20分程度とする。
- (6) 動作環境 プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び延長コードは市が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意し、当日持参すること。
- (7) その他
  - ア 業務実施方針及び技術提案書で設定したテーマについて説明すること。
  - イ プレゼンテーション実施時の画面投影、画面操作は発表者が行うこと。
  - ウ 事前提出資料は、審査の公平性確保のため、事業者名が特定できないよう一部加工したものを審査委員に配布する。そのため、プレゼンテーションにおいて社名が特定できる発言は控えること。
  - エ 自己紹介等の時間は特別設けない。
  - オ 提出した業務実施方針及び技術提案書以外の追加資料の配布は認めない。
  - カ 審査は非公開とする。
  - キ 会場への誘導は、集合場所から係員の指示に従うこと。
  - ク 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）に出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、審査の対象としない。
  - ケ 参加者が1者のみでも、二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を実施し、優先交渉権者の選定を行うものとする。

#### 1.4 二次審査の結果通知及び公表

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

なお、各提案者の評価結果は、審査過程の透明性を確保するため、次のとおり市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の名称は公表しないものとする。

公表事項	優先交渉権者	次点者	非候補者	備考
二次審査の参加資格を有すると認められた者の名称	公表する	公表する	公表する	非候補者が1者の場合は非公表
評価点	公表する	公表する	提案者の名称を非公表の上、公表する	

#### 1.5 現地説明会

実施しない。

#### 1.6 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出資料等が本要領で示す期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合。
- (3) 提出資料等が本要領に示されたテーマや内容に適合しない場合。
- (4) 提出資料等に虚偽の記載があった場合。
- (5) 審査委員会委員及び業務担当課職員に不当な働き掛けをした場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (7) 本要領「3 委託料（限度額）」を超えた場合。
- (8) 本要領「5 参加資格」に示す要件を欠くことになった場合。
- (9) その他本要領に違反すると認められた場合。

#### 1.7 契約の締結について

##### (1) 協議・契約

ア 最終的に選定された優先交渉権者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類をそろえ、速やかに「行田市建築設計業務委託契約約款（著作権譲渡無）」に基づき契約を締結するものとする。なお、技術提案書及びプレゼンテーション審査時において提示された提案については、契約仕様の協議対象とするが、提案内容から逸脱する協議は認めない。

イ 優先交渉権者が、契約締結前に発注者における指名停止または指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合発注者は一切の損害賠償の責を負わない。

ウ 優先交渉権者が、契約締結前に「1.6 失格」に記載されている事項に該当することが判明した場合、または契約締結を辞退した場合は、次点者と協議し、契約を締結する。

#### 1.8 提出書類の取扱い

- (1) 技術提案書等は1者につき1提案とする。
- (2) 受付後の提出書類は返却しない。

- (3) 受付期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (4) 提出された技術提案書等は、本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) 提出された技術提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (6) 提出された技術提案書等は、透明性や客観性を期すため、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づく公開請求の対象となる。

## 19 情報公開及び提供

プロポーザル方式による優先交渉権者選定における透明性を高めるため、審査結果を行田市情報公開条例に基づき公表する。

## 20 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本事業提案の参加者が1者であった場合であっても、一次審査、二次審査を実施し、本市の定める合格基準点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として契約に向けて交渉を行う。
- (3) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に関して知り得た情報を他に漏らし、また、自己の利益のために利用することはできない。このことはプロポーザル終了後においても同様とする。
- (4) 審査等の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。ただし、選考に基づき、不採用の通知を受けた者は、市長が通知をした日の翌日から起算して7日（土日、祝日を除く。）以内に、書面により市長に対して不採用となった理由についての説明を求めることができる。この場合、市長は説明を求められた日の翌日から起算して14日（土日、祝日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期、中止することがある。この場合、参加申込者はプロポーザルの参加に要した費用を発注者に請求することはできないものとする。
- (7) 新校整備に当たり、事業手法として基本設計先行型DB方式を採用することとしているが、本業務を受注した者が、その後の実施設計・施工に参加することについて現時点で制限する予定はない。